

キャッシュレス・消費者還元事業



CASHLESS

加盟店手数料補助

公募要領

2021年3月版

RJ PAYMENTS
JAPAN
一般社団法人キャッシュレス推進協議会

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

補助金事務局に対し、補助金の交付を申請する者、採択されて補助金を受給される者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

目次

1	事業概要	5
1.1	事業の目的	5
1.2	補助金名称	5
1.3	予算額	5
1.4	事業スキーム	5
1.5	補助対象事業者	7
1.6	補助対象事業	7
1.7	補助対象経費・補助率	7
1.7.1	補助対象となる加盟店手数料の範囲	7
1.7.2	補助率	8
1.7.3	補助対象外となる経費	8
1.7.4	補助の対象となる加盟店手数料補助の方法	9
1.7.5	決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の1/3相当額について	9
1.7.6	加盟店手数料に上限額・下限額が設定されている場合の考え方	9
1.8	申請単位/回数	11
1.8.1	申請単位	11
1.8.2	申請回数	11
1.9	補助事業期間	11
1.9.1	補助事業開始日	11
1.9.2	補助対象となる事業期間	11
1.9.3	補助事業の完了日	11
1.10	事業スケジュール	12
	補足① 消費税・法人税の取り扱いについて	13
	補足② 加盟店手数料補助の会計処理方法	14
	補足③ 返品・キャンセルの取扱い	22
	補足④ キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲	23
2	交付申請及び交付決定	24
2.1	交付申請受付期間	24
2.2	交付申請時の提出書類	24
2.3	申請ファイルの作成方法	24
2.4	提出先	24
2.5	交付決定前の変更	24
2.6	審査	25
2.7	交付決定	25
2.8	申請手続の代行（代行申請事業者）	25
2.8.1	代行できる手続	25
2.8.2	代表申請事業者の責務および不正行為に対する措置	25
3	事業実施方法	26
3.1	補助事業の開始	26

3.2	加盟店手数料補助データの報告.....	26
3.3	計画変更等について.....	26
3.4	実施状況の確認.....	26
3.5	概算払いについて.....	26
3.5.1	概算払請求について.....	26
3.5.2	概算払いのスケジュール.....	27
3.6	中間検査について.....	27
3.7	補助事業の完了.....	27
3.8	実績報告および額の確定について.....	28
3.9	補助金の支払い.....	28
3.10	検討委員会および成果報告会への参加について.....	28
3.11	データ提供について.....	28
3.12	交付決定の修正または取消し、補助金の返還、罰則等について.....	28
3.13	個人情報の取り扱いについて.....	29

1 事業概要

1.1 事業の目的

中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とする。

1.2 補助金名称

平成31年度 キャッシュレス・消費者還元事業補助金（加盟店手数料補助事業）

1.3 予算額

2,798億円の内数

1.4 事業スキーム

平成31年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助事業）（以下、「本事業」という。）は、キャッシュレス・消費者還元事業費補助金事業全体の内、B型決済事業者又は準B型決済事業者（※1）を通じて補助金事務局に登録された中小・小規模事業者等（※2）において、消費者が、消費者還元期間内に、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済などの一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済」という。）を用いて行った取引（※3）の際に、中小・小規模事業者がB型決済事業者又は準B型決済事業者に支払う加盟店手数料の1/3相当額をB型決済事業者と準B型決済事業者が当該中小・小規模事業者に補填する事業に対して補助を行うものである。なお、交付申請等の手続を代表申請事業者（※4）に委託することも可とする。

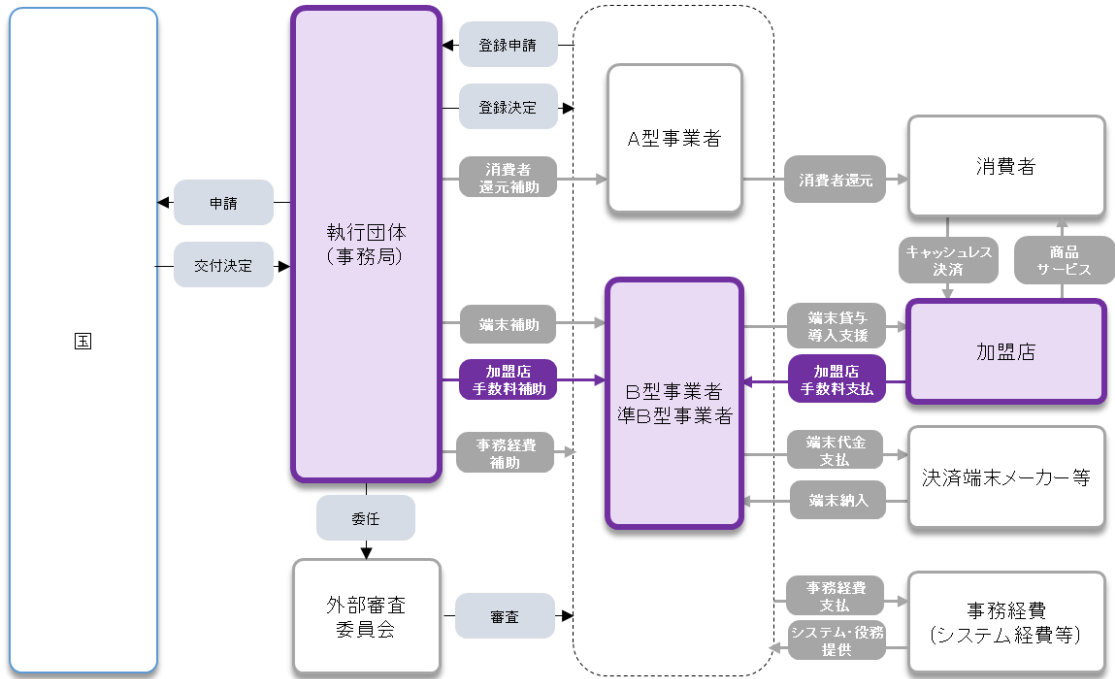
※1：B型決済事業者、準B型決済事業者の定義については、別途定めるキャッシュレス決済事業者登録要領を参照すること。

※2：中小・小規模事業者等の定義については、別途定める加盟店登録要領を参照すること。

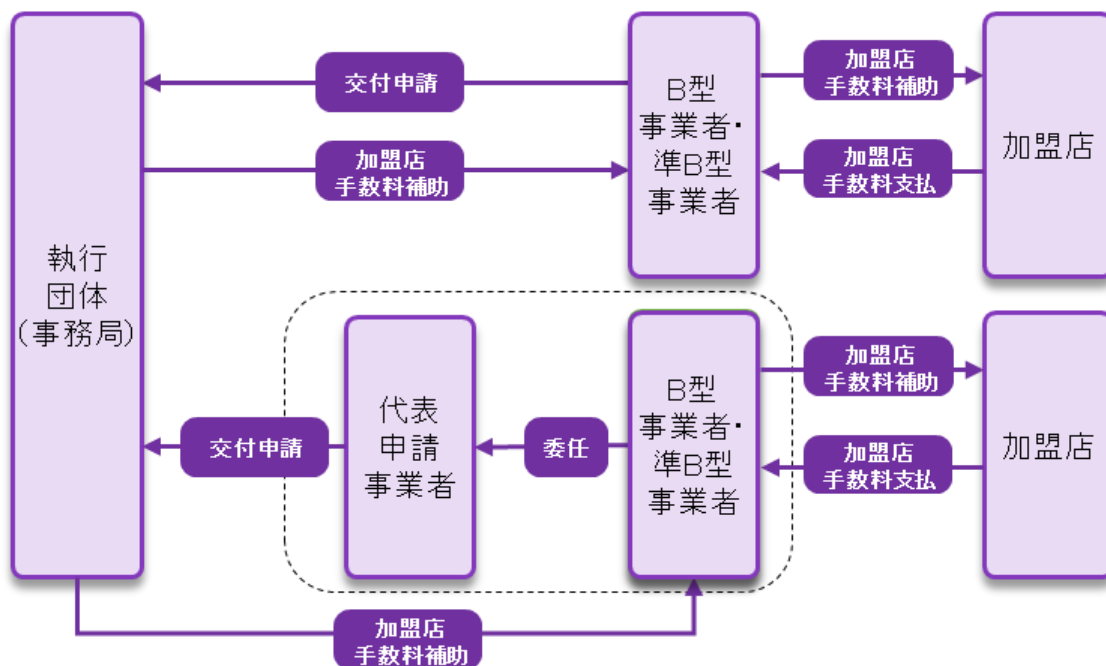
※3：本事業は、消費喚起による需要平準化を目的とするものであり、企業間取引であることをもって対象外とはしないが、パーチェシングカード等の明らかに企業間の仕入れ等にのみ利用されるキャッシュレス決済手段であって、かつその他の決済手段と区別して取扱うことができる決済手段は除く。

※4：代表申請事業者の定義については、別途定めるキャッシュレス決済事業者登録要領を参照すること。

<キャッシュレス・消費者還元事業費補助金 事業全体スキーム>



<加盟店手数料補助事業スキーム>



1.5 補助対象事業者

キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録された B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者を補助対象事業者とする。

1.6 補助対象事業

本事業に登録された B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者と、本事業に登録された中小・小規模事業者等（加盟店登録要領 4.5 に定める還元率が 2 % となる加盟店を除く）との間で期間中に発生する加盟店手数料の 1/3 相当額を補填する事業とする。

なお、B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者は、制度に参加・登録する中小・小規模事業者との間で、キャッシュレス決済事業者登録要領 4.3.3⑥及び⑦に記載する要件を満たした加盟店契約を結んでおく必要があるため注意すること。

1.7 補助対象経費・補助率

1.7.1 補助対象となる加盟店手数料の範囲

本事業において補填の対象となる加盟店手数料は、A 型決済事業者の本事業への登録の有無に関わらず、補助金事務局に登録されている中小・小規模事業者と B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者間の契約にもとづく全決済（補助金事務局に承認された決済サービスに係る決済に限る。）を対象とする。加盟店手数料は原則として、対象となる取引に対して期間中定められた加盟店手数料率を乗じたものとする。

<加盟店手数料の範囲について>

	原則	事例
加盟店手数料に含む (合計3.25%以下にする必要有)	<ul style="list-style-type: none"> 決済金額と比例して加盟店が負担する金額が増えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の決済手数料（含む消費税） 販売手数料と決済手数料の区別ができないもの 消費者の支払い回数によって変動する決済手数料
加盟店手数料に含まない	<ul style="list-style-type: none"> 決済サービスに紐付かないその他の販売手数料等として、合理的に区分可能なもの 決済金額に関係なく、一定額を加盟店が負担するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料・ポイント発行負担金等（明確に切り分けられた契約が存在する、キャッシュレス決済手段以外のポイント発行と区分できない形で負担額を徴収している、など、決済サービスに紐付かない費用として合理的に区分が可能なものに限る） 月額システム利用料 振込手数料

1.7.1.1 加盟店手数料補助の期間

1.7.1.1.1 加盟店手数料補助開始日

加盟店手数料補助開始日は、2019年10月1日またはシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された有効日のいずれか遅い日とする。

1.7.1.1.2 加盟店手数料補助終了日

加盟店手数料補助終了日は、2020年6月30日またはシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された無効日のいずれか早い日とする。

1.7.2 補助率

1／3以内

1.7.3 補助対象外となる経費

以下の取引によって生ずる加盟店手数料については、交付申請の対象外とする。

- ① 加盟店登録要領 4.4.①から⑥までの取引
- ② 一度成立した取引のキャンセル取引
- ③ その他、本事業の目的・趣旨に反すると経済産業省及び事務局が判断するもの 等

【他の補助金との重複】

本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。税制優遇や国からの補助金ではない地方自治体等の補助金との併用可否については、それぞれの担当窓口にお問い合わせのこと。

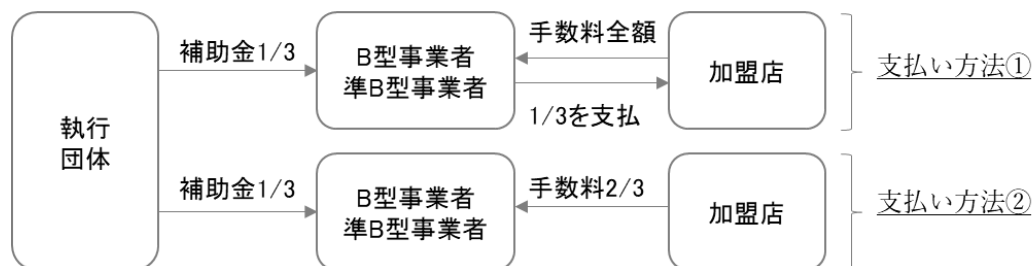
1.7.4 補助の対象となる加盟店手数料補助の方法

加盟店手数料補助は、B型決済事業者又は準B型決済事業者を通じて行うこととし、加盟店への補助方法は下記①②のいずれかとする。B型決済事業者又は準B型決済事業者はどちらの方法を選択したとしても、執行団体から加盟店手数料補助として補助を受けた全額を加盟店に給付しなければならない。（①を採用する場合は、振込手数料の差し引きも認められない）

原則、決済事業者から加盟店に直接給付することを原則とするが、口座管理の問題等から直接給付することが困難な場合に限り、代表加盟店（組合、ショッピングセンター等）を通じて加盟店に給付することも可とする。

- ① 一旦全額の加盟店手数料を徴収した後に当該加盟店手数料の 1/3 を支払う方法
- ② 徴収する加盟店手数料から予め 1/3 を控除する方法（※加盟店手数料契約自体を 2/3 としないこと）

<加盟店手数料の支払い方法のイメージ>



1.7.5 決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の 1/3 相当額について

決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の 1/3 相当額は、補助金適正化法に基づき執行団体から受領した補助金のうち、決済事業者が公募要領に基づく責務により加盟店の経費を補填するものとして支払うものである。従って、決済事業者は加盟店に対して当該補填金を支払う際には、公的な国庫補助金を財源とした経費の補填金であること、及び当該補填金は消費税の不課税取引であることを明示する必要がある（補足①参照）。

1.7.6 加盟店手数料に上限額・下限額が設定されている場合の考え方

B型決済事業者又は準B型決済事業者が加盟店手数料に関して、決済金額に応じて上限額・下限額を設定している場合は、その設定額を考慮して補助金額を算出するものとする。ただし、交付申請を行う当該期間の加盟店手数料の合計金額は、決済合計金額の 3.25 % 以下でなければならない。

<加盟店手数料の上限額・下限額の設定について>



<加盟店手数料の上限額・下限額が設定されている場合の計算方法について>

加盟店手数料補助は、当該期間の合計×1/3 で計算し、小数点以下は切り捨てる

<計算例>

加盟店手数料 3.25%
1決済当たり上限額 1,000円
1決済当たり下限額 100円

決済日	決済金額	×3.25% (小数点切捨)	上限・下限 を考慮	補助金額
		単純計算 加盟店手数料	支払 加盟店手数料	
10月1日	1,000	32	100	
10月2日	1,345	43	100	
10月3日	42,325	1,375	1,000	
10月4日	2,456	79	100	
10月5日	2,452	79	100	
10月6日	4,425	143	143	
10月7日	45,114	1,466	1,000	
10月8日	5,455	177	177	
10月9日	32,423	1,053	1,000	
10月10日	5,634	183	183	
合計	142,629	4,630	3,903	1,301

手数料合計×1/3
(小数点切り捨て)

1.8 申請単位/回数

1.8.1 申請単位

B型決済事業者及び準B型決済事業者は、本事業期間中における補助申請額を概算のうえ、一括して交付申請を行う。

※事業実施の途中で、加盟店手数料補助の見込み額の変更が必要となった際は、3.3に規定する計画変更の手続きをとるものとする。

1.8.2 申請回数

同一のB型決済事業者及び準B型決済事業者は、本事業期間において原則1回のみ交付申請を行うことができるものとする。

※事業実施の途中で、加盟店手数料補助の見込み額の変更が必要となった際は、3.3に規定する計画変更の手続きをとるものとする。

1.9 補助事業期間

1.9.1 補助事業開始日

補助事業の開始日は、補助金事務局が補助事業の交付を決定した日（交付決定日）とする。

1.9.2 補助対象となる事業期間

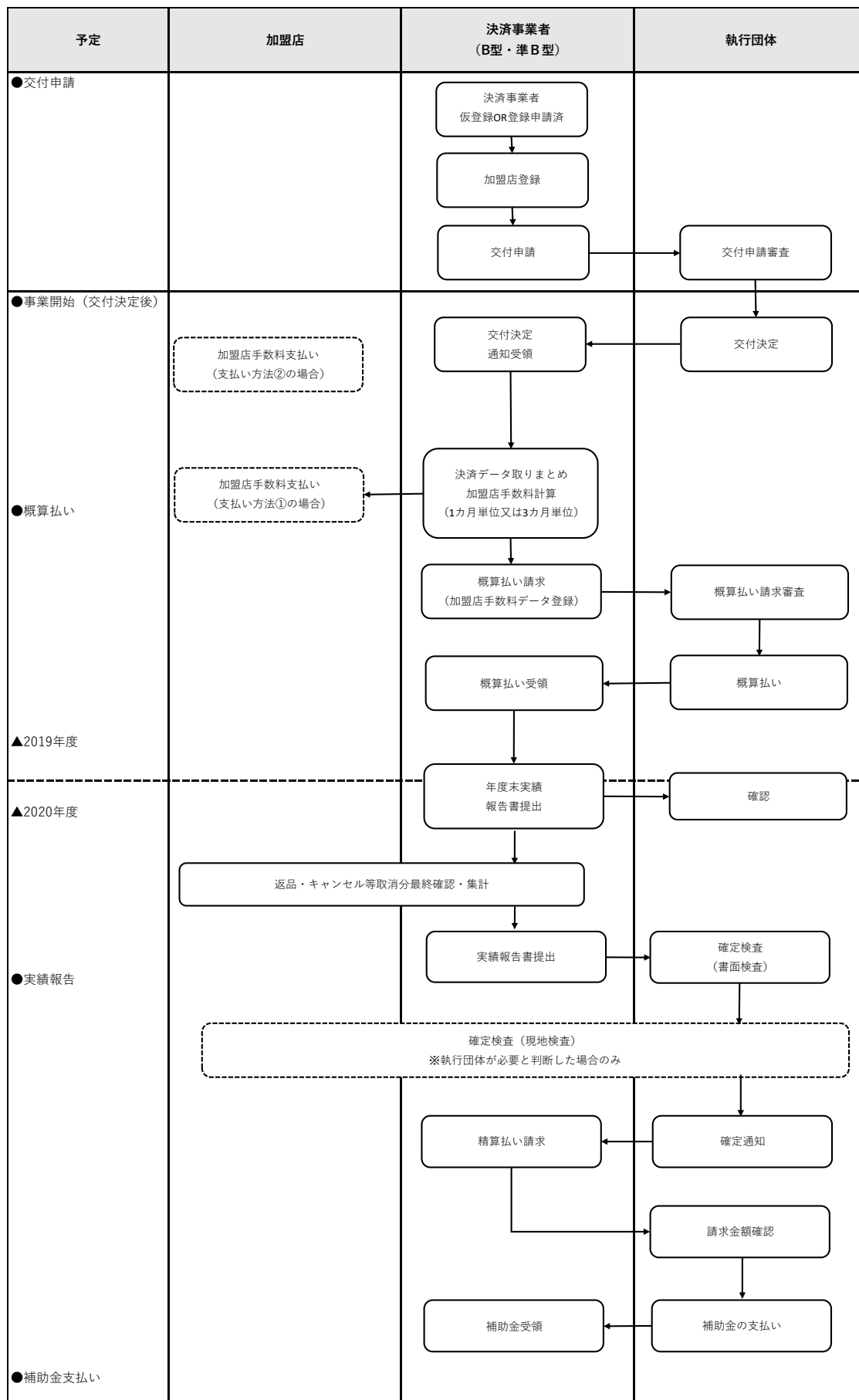
2019年10月1日（火）又はシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された有効日のいずれか遅い日～2020年6月30日又はシステム利用規約に定める加盟店ID通知データに記載された無効日のいずれか早い日。

1.9.3 補助事業の完了日

補助事業の完了日は、2020年12月25日か補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。ただし、加盟店手数料補助期間中に対象となる決済が発生しており、かつ支出義務額が確定しているものであるが、補助対象経費の総額として、その支出の事実を補助金事務局が確認するのに一定の期間が必要であると認められる場合等については、補助金事務局は補助事業の完了日の変更を補助金事務局は承認することができる。補助対象経費は、銀行振り込みで支払うこととし、現金での支払いは認めない。また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

申請時の事業完了予定日より事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡し、その指示に従うこと。遅延の連絡が無い場合、補助対象とならないことがある。

1.10 事業スケジュール



補足① 消費税・法人税の取り扱いについて

<消費税の取扱い>

決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の1/3相当額は、公的な国庫補助金を財源とした補填金であり、加盟店から決済事業者に対する何らかの資産の譲渡等の対価として支払うものではないことから、消費税は不課税となる。

また、補足②の会計処理方法に記載のとおり、この補填金は、「手数料の値引」ではなく「手数料の補填金」となるため、決済事業者から加盟店への当該補填金に係る請求書もしくは通知書等において、当該補填金は公的な国庫補助金を財源とした経費の補填金であり消費税の不課税取引となることを明示する又は通知する等の方法により、決済事業者側及び加盟店側の会計処理及び消費税の処理において、加盟店手数料の値引処理を行わないようにしなければならない。特に1.7.4②の処理を行う場合には、「加盟店手数料の値引」と処理しない（加盟店手数料自体を2/3相当額としない）ように注意が必要である。

これら取扱いは、決済事業者が加盟店から受領する加盟店手数料を消費税法上の課税取引又は非課税取引のいずれとして取扱っているか、また上記1.7.4①②のいずれの補助方法によっているかにかかわらず、同じとなる。

なお、決済事業者が執行団体から受領する補助金は、補助金適正化法上の間接補助金等に該当し、本事業における国から執行団体への補助金の交付の目的に沿って、執行団体が決済事業者から何らかの反対給付を受けずに交付するものであり、資産の譲渡等の対価に該当しない（不課税となる）。

また、加盟店から決済事業者を支払われる加盟店手数料に係る消費税の取扱いは、本補助事業により変わるものではないため、各事業者の従来から行っている消費税の取扱いに基づき行うことになる。

<法人税の取扱い>

決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の1/3相当額の補填金は、公募要領に基づく責務により決済事業者から加盟店に支払われるものであるから、決済事業者において法人税法上の寄附金以外の損金、加盟店において益金となる。

一方、決済事業者が執行団体から受領する補助金は、加盟店手数料を補填するために、交付要綱・公募要領に基づき交付を受ける補助金であることから、交付される補助金額が確定していない場合であっても、その金額を見積もり法人税法上は加盟店に支払う補填金の損金算入時期と補助金収入の益金算入時期を対応させる必要がある。

加盟店における1/3相当額の経費補填金に係る益金算入時期は、原則として決済事業者を支払う加盟店手数料の損金算入時期と同一となるが、加盟店において当該経費補填金の対象となる加盟店手数料の管理が行えないことなどの理由によりその補填金額が計算できない場合には、その補填金の支払通知のあった時（入金時）の益金算入も認められる。

補足② 加盟店手数料補助の会計処理方法

<基本方針>

- ・ 決済事業者及び加盟店は、加盟店手数料補助公募要領 P12 に記載された考え方に基づいた会計処理及び税務処理を行わなければならない。
- ・ 決済事業者から加盟店に支払われる加盟店手数料の補助は、執行団体から決済事業者が受領した補助金から、決済事業者が公募要領に基づく責務により加盟店への補填金として支払うものである。従って、一般に、売上又は仕入品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額である「値引き」には該当しないことから、「手数料の値引」ではなく「手数料の補填金」となる。
- ・ 会計上の取扱い
 - ※以下の会計処理方法は、あくまでも例示であり、各取引処理のタイミング、収益認識の時期、勘定科目等については、各社の会計方針による。
 - ※以下の例示は、個別取引の会計処理について記載したものであり、最終的な財務諸表上の表示については、各個社の規模、特性、慣習により決定されるべきである。

<加盟店手数料が消費税法上の非課税取引の場合の会計処理例（例：クレジットカード等）>

カード決済額 110,000 円（内、消費税 10,000 円） 加盟店手数料率 3.0%（3,300 円）の場合

A：全額の加盟店手数料を徴収した後に当該加盟店手数料の 1/3 を支払う場合

① 会員のクレジットカードによる決済時

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
営業債権（会員）	110,000	買掛金（加盟店）	106,700
		手数料売上（非課税売上）	3,300

（加盟店側仕訳）※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
売掛金	110,000	売上（課税売上）	100,000
		仮受消費税	10,000

② 決済事業者から加盟店への支払い時

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
買掛金（加盟店）	106,700	普通預金	106,700

（加盟店側仕訳）※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	106,700	売掛金	110,000
支払手数料（非課税仕入）	3,300		

③ 執行団体から決済事業者への補助金の入金時

加盟店が負担した手数料 $3,300 \text{ 円} \times 1/3 = 1,100 \text{ 円}$ の補助

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	1,100	雑収入 (不課税売上)	1,100

④ 決済事業者から加盟店への経費補填金の入金時

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
雑損失 (不課税仕入)	1,100	普通預金	1,100

(注) 経費補填金は「不課税仕入」のため、手数料収入 (非課税収入) の値引きとしないように留意が必要

(加盟店側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	1,100	雑収入 (不課税売上)	1,100

(注) 経費補填金は「不課税売上」のため、支払手数料 (非課税仕入) の値引きとしないように留意が必要

B: 予め補填金 1/3 を清算する方法

① 会員のクレジットカードによる決済時

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
営業債権 (会員)	110,000	買掛金 (加盟店)	107,800
雑損失 (不課税仕入)	1,100	手数料売上 (非課税売上)	3,300
未収入金	1,100	雑収入 (不課税売上)	1,100

(注) 経費補填金は「不課税仕入」のため、手数料収入 (非課税収入) の値引きとしないように留意が必要

(加盟店側仕訳) ※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
売掛金	110,000	売上 (課税売上)	100,000
		仮受消費税	10,000

② 決済事業者から加盟店への支払い時（売掛金入金時の相殺）

従来の手数料 3,300 円を請求（売掛金入金）で補助予定額 1,100 円を差し引く。

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
買掛金（加盟店）	107,800	普通預金	107,800

（加盟店側仕訳）※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	107,800	売掛金	110,000
支払手数料（非課税仕入）	3,300	雑収入（不課税売上）	1,100

（注）経費補填金は「不課税売上」のため、支払手数料（非課税仕入）の値引きとしないように留意が必要

③ 執行団体から決済事業者への補助金の入金時

加盟店が負担した手数料 $3,300 \text{ 円} \times 1/3 = 1,100 \text{ 円}$ の補助

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	1,100	未収入金	1,100

C：期末において、経費補填金（雑損失）累計額と執行団体からの補助金（雑収入）累計額が一致しない場合

① 経費補填金（雑損失）累計額が、執行団体からの補助金（雑収入）累計額より大きい場合

決済事業者が計上した経費補填金（雑損失）累計額が 100,000 円、執行団体からの補助金（雑収入）累計額が 90,000 円の場合（差額は 10,000 円）

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
未収入金	10,000	雑収入（不課税）	10,000

（注）期末において、経費補填金（雑損失）の累計額が、執行団体からの補助金（雑収入）累計額より大きい場合には、交付される補助金額が確定していない場合であっても、その金額を見積もり加盟店に支払う補填

金の損金算入額と補助金（雑収入）の益金算入額を一致させる。

経費補填金（雑損失）累計額が、執行団体からの補助金（雑収入）累計額より小さい場合、仕訳は不要。

<加盟店手数料が消費税法上の課税取引の場合の会計処理例（例：電子マネー等）>

カード決済額 110,000 円（内、消費税 10,000 円） 加盟店手数料率 2.0%(税別)2,200 円の場合

A：全額の加盟店手数料を徴収した後に当該加盟店手数料の 1/3 を支払う場合

① 電子マネー等での決済時

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
電子マネー前受金等	110,000	買掛金（加盟店）	107,580
		手数料売上（課税売上）	2,200
		仮受消費税	220

（加盟店側仕訳）※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
売掛金	110,000	売上（課税売上）	100,000
		仮受消費税	10,000

② 決済事業者から加盟店への支払い時

（決済事業者側仕訳）

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
買掛金（加盟店）	107,580	普通預金	107,580

（加盟店側仕訳）※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	107,580	売掛金	110,000
支払手数料（課税仕入）	2,200		
仮払消費税	220		

③ 執行団体から決済事業者への補助金の入金時

加盟店が負担した手数料 $2,420 \text{ 円} \times 1/3 = 806.66 \text{ 円} \Rightarrow$ 小数点切り捨て \Rightarrow 806 円の補助

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	806	雑収入 (不課税売上)	806

④ 決済事業者から加盟店への経費補填金が入金時

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
雑損失 (不課税仕入)	806	普通預金	806

(注) 経費補填金は「不課税仕入」のため、手数料売上 (課税売上) の値引きとしないように留意が必要

(加盟店側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	806	雑収入 (不課税売上)	806

(注) 経費補填金は「不課税売上」のため、支払手数料 (課税仕入) の値引きとしないように留意が必要

B: 予め補填金 1/3 を清算する方法

① 電子マネー等での決済時

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
電子マネー前受金等	110,000	買掛金 (加盟店)	108,386
雑損失 (不課税仕入)	806	手数料売上 (課税売上)	2,200
		仮受消費税	220
未収入金	806	雑収入 (不課税売上)	806

(注) 経費補填金は「不課税仕入」のため、手数料売上 (課税売上) の値引きとしないように留意が必要

決済事業者と加盟店とで手数料売上と経費補填金は相殺後の金額で現金の授受が行われるが、両者の消費税の取扱いが異なるため、手数料売上 (課税売上) 2,200 円と雑損失 (経費補填金: 不課税仕入) 806 円は相殺せず総額にて会計処理を行う。

同時に決済事業者が後で執行団体から補助を受ける 806 円を未収入金/雑収入で計上

(加盟店側仕訳) ※売掛金入金時に手数料を計上する場合

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
売掛金	110,000	売上(課税売上)	100,000
		仮受消費税	10,000

② 決済事業者から加盟店への支払い時(売掛金入金時の相殺)

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
買掛金(加盟店)	108,386	普通預金	108,386

(加盟店側仕訳) ※売掛金入金時に手数料を計上する場合

決済事業者と加盟店とで手数料売上と経費補填金は相殺後の金額で現金の授受が行われるが、両者の消費税の取扱いが異なるため、支払手数料(課税仕入)2,200円と雑収入(経費補填金:不課税売上)806円は相殺せず総額にて会計処理を行う。

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	108,386	売掛金	110,000
支払手数料(課税仕入)	2,200	雑収入(不課税売上)	806
仮払消費税	220		

③ 執行団体から決済事業者への補助金の入金時

(決済事業者側仕訳)

借方		貸方	
勘定科目(例)	金額	勘定科目(例)	金額
普通預金	806	未収入金	806

補足③ 返品・キャンセルの取扱い

原則として、返品・キャンセルが行われた決済の加盟店手数料補助に対して、補助金を交付することは、需要喚起という本制度の主旨に大きく反するため認められない。

返品・キャンセルが行われた場合には、下記の対応を B 型決済事業者又は準 B 型決済事業者に対して求める。

<具体的な伝達方法>

ア) 電文にてキャンセルが可能な場合（クレジットカード等）

B 型事業者又は準 B 型決済事業者が当該取引関する取り消し処理を電文にて行う。また当該取引分については補助金の申請を認めない。

イ) 電文にてキャンセルが不可能な場合（電子マネー等）

電文としての決済情報は残るため、加盟店が実際にキャンセル分の決済手数料を負担することから、加盟店手数料計算の決済金額からは取消・キャンセル分の控除は求めない。

補足④ キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲

下記の分類で補助金の返還が発生する。

分類		事象(例)	消費者還元補助	加盟店手数料補助	端末補助
不正・違反 ではないもの	加盟店側	増資・従業員数増等によって、 本事業に定める中小事業者 要件を満たさなくなった	返金 ※1	返金 ※1	返金不要
	消費者側	消費者還元を得た決済で買った もの・サービスを返品・キャンセルした	返金	返金 ※2	返金不要
不正・違反	加盟店側	中小事業者要件等を満たさない 事業者であることが発覚した	返金 ※3	返金 ※3	返金 ※3
		加盟店側が、誤って対象外 商品（非課税商品等）を 決済してしまった	返金 ※4	返金 ※5	返金不要
	消費者側	消費者が、何らかの手段によって 不正に消費者還元を得た	返金 ※4	返金不要 ※6	返金不要

※1 登録加盟店に該当しなくなった日まで遡って返金（登録加盟店に該当しなくなったことが発覚した日ではない）

※2 現金で返金し、電文上の決済が残っており、当該決済分の手数料を加盟店が負担している場合は、返金不要

※3 登録日まで遡って返金、端末は全額返金

※4 当該商品分の消費者還元分のみ返金

※5 当該決済金額の加盟店手数料補助分のみ返金

※6 加盟店に帰責が無い場合に限る。

2 交付申請及び交付決定

2.1 交付申請受付期間

2019年10月1日より還元開始分：2019年8月21日（水）～2019年9月9日（月）17：00まで
2019年10月1日以降還元開始分：2019年9月上旬以降は順次受付（以降隔週での受付締切を予定）

※詳細決定後、更新した公募要領をホームページにて公開する。

※申請内容に不備がある場合は、上記の受付期間中に申請されたものでも交付決定を行えない場合があることに十分留意すること。

2.2 交付申請時の提出書類

No	書類名称	様式	形式	提出方法	提出有無
1	交付申請書	様式1	web入力フォーム	web入力	必須
2	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	様式1（別紙1）	web入力フォーム	web入力	必須
3	概算払 頻度確認書	指定	web入力フォーム	web入力	必須
4	加盟店手数料補助に関する宣誓事項同意書	指定	web入力フォーム	web入力	必須
5	事業計画書（最新版）	指定	jpeg	アップロード	必須
6	手続き代行申請書	様式11	web入力フォーム	web入力	手続き代行申請を実施する事業者のみ提出
7	手続き代行申請書 別紙	様式11（別紙）	web入力フォーム	web入力	手続き代行申請を実施する事業者のみ提出

2.3 申請ファイルの作成方法

キャッシュレス・消費者還元事業（加盟店手数料補助）に申請するために必要な情報は、補助金事務局が提供するキャッシュレス・消費者還元サイト（<https://cashless.go.jp>）を通じてインターネット上で公開する。

2.4 提出先

キャッシュレス・消費者還元事業（加盟店手数料補助）の申請ファイルの作成方法は、専用WEBページの入力フォームに申請項目の入力または、必要書類のアップロードにて申請を行う。専用WEBページの詳細については、決済事業者登録の際に申請されているメールアドレスに通知する。

2.5 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に、以下の変更が生じた場合には必ず補助金事務局へ変更届を提出すること。変更が生じた場合は、変更届を提出する前に予め補助金事務局に問い合わせて指示を受けること。

変更する内容	手続書類の名称	手続
① 代表者が変わるとき	代表者変更届	所定書類の提出
② 事業者名が変わるとき	補助事業者名変更届	
③ 住所が変わるとき	住所変更届	

2.6 審査

補助金事務局は申請された事業内容について、本事業の交付規程及び公募要領の要件を満たしているか審査を実施する。申請書類に不備・不足がある場合、補助金事務局から不足及び不整合を指摘する場合がある。不備・不足に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに不備・不足を解消すること。

2.7 交付決定

審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めた場合、かつ B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者として補助金事務局に本登録されている場合、交付決定を行う。なお、公募状況により公募予算額を超える場合、または審査結果によっては、申請された補助金額から減額して交付決定されることがある。

審査結果や審査の過程に関する質問に対しては、補助金事務局は一切対応しないこととする。なお、申請書類に不足及び不整合がないもの、また不足及び不整合が解消されたものから順次交付決定を行う。

補助金事務局は、交付決定した補助事業者について、事業者名、事業概要、交付決定金額等を補助金事務局のホームページ (<https://cashless.go.jp>) へ掲載する。上記に加え、交付決定した補助事業者について、補助金の交付決定等に関する情報（事業者名、交付決定日、法人番号、交付決定額等）は、原則、法人インフォメーション (<https://hojin-info.go.jp/hojin/TopPage>) へ掲載される。

2.8 申請手続の代行（代行申請事業者）

2.8.1 代行できる手続

補助金事務局は、下記について、代表申請事業者（※）からの手続も受け付ける。

※別途、キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録申請を行っている、又は登録されている代表申請事業者をいう。

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 概算払請求書
- ⑦ 精算払請求書
- ⑧ 補助事業年度末実績報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他補助金事務局が指示する手続

2.8.2 代表申請事業者の責務および不正行為に対する措置

代表申請事業者は、キャッシュレス決済事業者登録要領に記載がある責務を負う。不正行為に対しては下記の措置を行う場合がある。

- ・ 代表申請事業者としての登録の取消し
- ・ 補助金事務局が実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止

- ・ 代表申請事業者の名称及び不正の内容の公表 等

3 事業実施方法

3.1 補助事業の開始

補助事業者は、補助金事務局から送付される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めて加盟店手数料補助補助の実施を行うことができる。

3.2 加盟店手数料補助データの報告

加盟店手数料補助を行うため、B型決済事業者および準B型決済事業者は、事務局が指定するタイミングおよび指定する様式で、データの報告を行わなければならない。なお、B型決済事業者の取扱高確認のため、加盟店手数料率が0%の場合および消費者還元率が2%の加盟店（FC2・SS、加盟店手数料補助対象外）分のデータも、事務局への報告を行うことができる。

<報告対象加盟店手数料データ範囲>

決済事業者	5%還元加盟店		2%還元加盟店 (加盟店手数料補助対象外)
	加盟店手数料率0%	左記以外	
B型	任意報告	必須報告	任意報告
準B型 (事務経費補助対象外)	報告不要	必須報告	報告不要

3.3 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に補助対象経費の見込みの増減等、計画に変更が生じた場合、予め補助金事務局に報告し、その指示に従わなければならない。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかに補助金事務局へ報告しなければならない。

3.4 実施状況の確認

補助事業者は、本補助金を受けたにもかかわらず加盟店手数料補助を実施しなかった場合、あるいは実施できなかった場合は、受給した補助金を返還しなければならない。補助金事務局は、本補助金を受けた補助事業者に対して、加盟店手数料補助の実施状況を確認するため、取引データの提出等の調査を行う。また振込データやその他実績を確認するため、原則全件の資料等提出を求める。

なお、代表加盟店を通じて加盟店に対して手数料還元を行う場合、決済事業者は代表加盟店が加盟店に対して手数料の還元を実施したことを確認しなければならない。

3.5 概算払いについて

3.5.1 概算払請求について

補助事業者は、1カ月単位又は3カ月単位で概算払請求することができる。この場合において、補助事業者は、3.5.2にて定める集計期間ごとに確定した補助対象経費の支払額の補助相当額を概算払請求書期限までに、補助金事務局に請求しなければならない。

※ 補助金事務局は概算請求書を受理した後、書類審査および現地調査等を行い、交付すべき金

の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。

- ※ 補助金事務局は、決済事業者の取扱見込み高を考慮し、概算払請求金額の減額を行うことができる。
- ※ 概算払請求方法の詳細は、交付決定を受けた事業者に別途連絡する。
- ※ 概算払請求の内容に不備・不足等があり、概算払い審査期間中に審査が完了しなかった場合は、次の審査期間分として取り扱うこととなるので、書類の作成には十分注意すること。

3.5.2 概算払いのスケジュール

<1カ月単位の場合>

区分	集計期間	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
期間①	交付決定日～ 2019年10月末	2019年11月15日	2019年11月中旬～ 2019年12月下旬	2020年1月下旬
期間②	2019年11月1日～ 2019年11月末	2019年12月13日	2019年12月中旬～ 2020年1月下旬	2020年2月下旬
期間③	2019年12月1日～ 2019年12月末	2020年1月15日	2020年1月中旬～ 2020年2月下旬	2020年3月下旬

<3カ月単位の場合>

区分	集計期間	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
期間①	交付決定日～ 2019年12月末	2020年1月15日	2020年1月下旬～ 2020年2月	2020年3月

3.6 中間検査について

補助金事務局は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない。

3.7 補助事業の完了

補助事業の完了日は、2020年12月25日又は補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。ただし、加盟店手数料補助期間中に対象となる決済が発生しており、かつ支出義務額が確定しているものであるが、補助対象経費の総額として、その支出の事実を補助金事務局が確認するのに一定の期間が必要であると認められる申請については、補助金事務局は補助事業の完了日の変更を補助金事務局は承認することができる。申請時の事業完了予定日より事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡し、その指示に従うこと。遅延の連絡が無い場合、補助対象とならないことがある。

- ※ B型決済事業者又は準B型決済事業者は、補助事業完了日から、30日以内又は補助金事務局が別途指定した日のいずれか早い日までに、本事業の交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。
- ※ 補助対象となる補助事業者における支出は、銀行振込で支払ったもののみとすることとし、現金での支払いは認めない。
- ※ また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

3.8 実績報告および額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又は補助金事務局が別途定める日時 of のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならない。補助金事務局は、実績報告書受理した後、書類審査および現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に速やかに通知する。

補助金額は、実績報告後に補助金事務局の審査で決定する。

3.9 補助金の支払い

補助金事務局は、額の確定通知書を郵送後、精算払請求書を受領した後に、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

3.10 検討委員会および成果報告会への参加について

B型決済事業者及び準B型決済事業者は、補助金事務局から要請があった場合は、事業開始後に設置する検討委員会および、補助金事務局が実施する成果報告会に参加しなければならない。

3.11 データ提供について

補助金事務局は、国の施策に基づきキャッシュレス決済の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してキャッシュレス決済の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

3.12 交付決定の修正または取消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適化法、補助金等に係る予算の執行の適化に関する法律施行令、交付規程および交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の修正または取消し、補助金等の返還および加算金の納付。
- ・ 補助金適化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者の名称および不正の内容の公表。

3.13 個人情報の取り扱いについて

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、補助金事務局が主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合があります。



登録に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）

（ナビダイヤル）0570-012141

※一般電話からは市内通話料金で利用可能

（IP 電話用）042-303-4204

<受付時間：平日10：00～18：00（土・日・祝日を除く）>

キャッシュレス・消費者還元サイト：<http://cashless.go.jp/>